

給与計算が変わります！

～ 平成29年1月から源泉徴収税額表が変わります～

【源泉徴収税額表の改正】

平成29年分の所得税の計算において、給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成29年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成29年分 源泉徴収税額表」を使用して下さい。

【扶養控除等（異動）申告書等に記載するマイナンバー（個人番号）について】

平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について、給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（注）を備えているときは、その提出をする者は、その申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされました。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 退職所得の受給に関する申告書
- ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注） 上記①から④の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

【平成27年1月からの給与計算】

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされております。

○ 納期の特例の承認を受けていない場合

給料や報酬などを支払った月の翌月10日

○ 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）

1月から6月までの分…………… 7月10日

7月から12月までの分…………… 翌年の1月20日

※1. 納期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。

2. 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。

3. 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

～参考～

平成29年分 源泉徴収税額表